

業務部速報



No. 93

発行 21. 11. 27

JR東労組 業務部

幹本申3号 新幹線総合車両センターにおける休業指示に関する申し入れ団体交渉を行う! ② 11月24日開催

5.各種手当及び昇給、昇進、年次有給休暇付与等に関して休業した日を欠勤として取り扱わないこと。

| | |
|---|--|
| 組合 期末手当・扶養手当・寒冷地手当・通勤手当・教育手当や昇給・昇進、年休付与などの出勤率の算出に影響しないことでのよいか。 | 会社 今回の対応がそれぞれの中身に 影響することはない。 確認! |
|---|--|

6.休業期間中においても異常時等に対応できる体制を確保すること。

| | |
|--|--|
| 組合 休業期間中に指定した休業を解除する場合の考えについて明らかにすること。 | 会社 需要が急激に回復した場合と考えているため、現時点では指定した休業を解除する想定はしていない。 |
| 異常時対応についての考えを明らかにすること。 | 基本的には出勤者で対応する。大規模災害以外の輸送混乱等の異常時体制は確保する。 |
| 非稼働日の間の中央倉庫の取扱いはどうなるのか。 | 予備品や材料は、繁忙期と同様に事前に準備していただくが、今回の非稼働日に関しては、より多く準備していただく。 |
| 異常時対応は、基本的には品質科・輸送管理科の対応だが、技術管理に頼っている部分があるので、フォローしていただきたい。 | 了解。対応できるように検討したい。 |

7.休業指示にあたっては、丁寧な社員説明を行うとともに、公正・公平に取り扱い、不利益等が発生させないこと。

| | |
|--|---|
| 組合 「目的」、「賃金の減額にならないこと」、「勤務指定の考え方」、「教育・訓練の内容」など具体的に議論したことを周知して、不安がないように社員周知を行うこと。 | 会社 考え得る疑問点は、整理出来次第、社員のみなさんには周知したい。 |
| 休業の指定は、公平・公正に行うべきである。 | 今回は休業指示による賃金の減額はないが、教育・訓練に関して手を挙げた方が受けられるように、満遍なく指定する。 |
| 今回の休業実施において、働く組合員・社員の不利益になることはないか。 | 不利益になることはない。 確認! |
| 休業については本部-本社間で議論してきた経過がある。休業は雇用の一手前まで来ているという危機意識がある。今回は、総体的に不利益になることはないことを確認したが、職場の中でも不安解消に向けた説明をしていただきたい。 | 現業機関では初めての休業の実施となり、疑問点・不安な声もある。制度としてはあるが、実施することがないように経営側として努力し、全社員一丸となって困難に立ち向かいたい。 |

今回、新幹線総合車両センターで実施される「休業」は現業機関では初めてのことです。雇用の確保に影響がないことや賃金の減額を行わないなど、働く組合員に不利益がないことを確認していますが、休業とは、雇用維持の為に行われる一つの手段であることから、休業を行わざるを得ない状況であることへの危機感を持たなくてはなりません。

問題意識を共有し、JR東労組に結集する必要性を職場で議論しよう!